

『イラク派兵違憲判決』その後の変化と今後…

池住義憲

(自衛隊イラク派兵差止訴訟の会代表)

画期的な判決から5カ月経ちました。その間、な
が変ったのか。どのような動きがあったのか。
名古屋高裁の「イラク派兵違憲判決」という歴史的
判決の意味と重みを改めて確認したいと思います。
以下に、判決後の主な動きや変化と、そして今後の
私たちの取り組みについて書きとどめます。

1. 政府に及ぼしている影響

4月17日、国家機関としての司法府(名古屋高
等裁判所)が、私たち主権者が付与した違憲立法審
査権(憲法81条)を行使して、現在、行政府が行
っている行為(空自にイラクにおける空輸活動)を
「違憲」だと断罪しました。しかし政府は、判決を
無視し続けています。「政府と同じ憲法解釈に立ち、
イラク特措法を合憲だとした場合であっても」と前
置きして空自の空輸活動を違憲・違法とした判決だ
から、政府は内容面でまったく反論できない。無視
する以外ないから、無視し続けています。このまま
にしたら、三権分立、法治主義、立憲主義が崩壊し
てしまいます。私たちは、繰り返し声を上げていか
なくてはならない。

そんな中でも、いくつかの変化がありました。

ひとつは、判決確定(5月2日)から3週間ほど
経った5月25日のことです。自民党の山崎拓外交
調査会長は東京都内の討論会で、2009年7月末
に期限切れを迎えるイラク特措法の延長は難しい
と発言。判決は、与党に対し、イラク特措法を延長
しない方向での調整に入らせたのです。イラクへの
侵略戦争を推進したブッシュ米大統領が来年1月
に退任するなどの国外情勢もありますが、私たちが
勝ち取った名古屋高裁違憲判決が政府に対する第
一の「楔(くさび)」となりました。

二つ目は、それから2ヶ月経った7月29日。政
府・与党はイラクに派兵している空自の年内撤収方
針を固めました。空自が参加している多国籍軍の駐
留根拠である国連決議が、本年12月末で期限切れ
となります。政府が空自をイラクに派兵し続けるた
めには、年明け以降の活動に必要なイラク政府との
地位協定を締結しなければなりません。しかし、政
府はそれを断念せざるを得なかった。この動きの背
後にも、イラクでの空自活動は違憲・違法とした名
古屋高裁の判断と、それに基づく世論の力が影響し
たことは間違いありません。

しかし、本質的・根本的には変わっていない。政
府は判決確定後もイラクに空自を派兵し続けてい
ます。クウェートのアリ・アルサレム米空軍基地か
らバグダッドなどイラク国内へ米軍兵を中心とし
た空輸活動を継続しています。

2. 判決の全国的ひろがり「平和的生存権」

4月17日の判決後、32の都道府県(山形、千
葉、東京、埼玉、神奈川、群馬、山梨、石川、富山、
新潟、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、和歌山、京
都、奈良、大阪、兵庫、徳島、愛媛、高知、香川、
岡山、広島、山口、福岡、佐賀、熊本、鹿児島、沖
縄)から、すでに計270を超える判決報告・講演
依頼がきています。韓国・ソウルからもありました。
依頼は今も増え続けています。

私はそのうち60回ほど担当していますが、回数
を重ねれば重ねるほど、名古屋高裁判決の深みを感じ
ています。イラクでの空自活動を違憲と断罪した
歴史的重みと意味と同時に、最近では、とくに判決の
なかの「平和的生存権」に関する部分に大きな¹
関心が集まっています。全国各地を回って確信した
ことは、この判決の平和的生存権に関する部分は、
これからの私たちの平和運動・市民運動にとって、
大きな「基盤」「武器」になるといえることです。

私たちが自衛隊のイラク派兵を差止めよう請
求した根拠は、「平和的生存権」でした。いままでは
平和的生存権は具体的な権利ではなく抽象的な
概念であって、請求の根拠にならない、とされてき
たものです。

しかし名古屋高裁判決では、平和でなければ私た
ちのあらゆる基本的権利は「存立し得ない」とし、
平和的生存権は「全ての基本的人権の基礎」「基底
的権利」である、としたのです。憲法上の法的権利

として認めてくれました。この部分だけでも、画期的な判決です。

判決はさらに、その平和的生存権の中味・内容について「例えば…」として具体的に例示しています。簡単に言うと、平和的生存権は：

①国は「戦争の遂行」や「武力の行使」を行なわず、私たちは平和な状態のなかに生きる権利

②国は「戦争の準備行為」も行わず、私たちの生命と自由を侵害したりまたは侵害の危機にさら

したりしない平和な状態のなかに生きる権利であるとなりました。別の表現を使えば：

③戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担させられないこと

④他国の民衆への軍事的手段による加害行為に関わらせられないこと

こうした状態の国・社会で生きるということは、私たちの願望や心情にとどまらず、憲法で保障された「権利」である、ということ。つまり、「平和は権利！」なのです。

そして判決は、もしこれらのいずれかが破られた時、私たちは裁判所に対してその「保護」と「救済」を求めて差止請求や損害賠償請求などの法的強制措置の発動を求めることが出来る場合があるとしてきました。これはそのまま、私たちの今後の運動の規範および基盤となります。全国各地での判決報告・講演でもっとも関心高く受け止められている点です。

3. 判決を平和の「武器」として活かす

現状をみると、「戦争の準備行為」は凄まじい勢いで進められています。日米軍事同盟のもとの日米軍事再編・在日米軍基地強化は、アフガニスタン、イラクに加えて今後の米国による「他国に民衆への軍事手段による加害行為」への加担者となることを私たちに強いています。

在日米軍再編の先駆けとして、**キャンプ座間**には米陸軍第一軍団前方司令部がすでに発足しています。そこに2012年度までに、陸自の中央即応集団司令部が設置されます。座間に隣接する**相模原**には、戦闘指揮訓練センターが建設予定です。これが実現すると在日米軍相模総合補給廠は単なる「補給基地」から「訓練基地」へと「格上げ」となります。

在日米空軍司令部のある**横田基地**は米軍にとって極東地域全体の主要基地です。兵站基地としての機能がますます増えています。その横田基地に、ミサイル防衛の中枢的役割を担う空自の航空総隊司令部が2010年末までに移転します。**横須賀**では原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀を母港とする動き、米海兵隊第一海兵航空団が駐留し且つ在日米軍・在韓米軍の給油中継点となっている**岩国**など…。

これらはみな、「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担」させられ、また、「他国の民衆への軍事的手段による加害行為」に関わらせられているではありませんか。こうした場合、私たちは名古屋高裁判決を“武器”にして、具体的権利としての「平和的生存権の侵害だ！」として司法府に救済

と保護も求めることができるようになったのです。裁判を起こすことまではいなくても、それぞれの地域で、名古屋高裁違憲判決を基盤として活かし、今まで以上に市民運動を幅広く起こしていくことができるのです。違憲判決を、平和を取り戻すための“武器”として活かそうではありませんか。

4. 10月1日に要請署名提出で首相官邸へ行こう！

三権の一つである裁判所が違憲審査権を行使して、憲法9条違反の判決を下した事実は極めて重い。しかし政府はこの違憲判決を守りません。違憲判決を守らないということは、憲法を守らないことに等しい。こうした事態を私たちは許すことができないし、許してはいけません。

「訴訟の会」は、全国の仲間にも呼びかけて、首相宛に①4・17イラク派兵違憲判決に従い、②イラクから航空自衛隊の即時撤退を求める要請署名運動を展開してきました。集まった署名は、9月1日現在で3万筆を超えています。

そして、きたる10月1日（水）、集まった署名を携えて首相官邸へ赴き、口頭での要請を含めて署名を直接首相に提出する予定です。当日は名古屋から貸し切りバスも用意し、以下のスケジュールでアピール行動を行う予定です。また、署名提出の後、その報告を兼ね、違憲判決の実現に向けて今後の取り組みを語り合う東京集会を開催します。ぜひご参加ください。

10.1 署名提出 国会要請行動

日時： 2008年10月1日（水）

目的：

- 1) 要請署名を首相に提出する
- 2) 国会前および官邸前での屋外集会を行い、アピールする
- 3) 署名提出報告を兼ねた東京集会を開催する

タイムスケジュール：

- 14：30～ 衆議院第一議員会館前歩道で「ミニ集会」と「アピール」
- 15：15～ 首相官邸向かい側歩道で「アピール」
- 16：00～ 首相官邸または内閣府で「要請署名用紙」を提出
- 18：00～ 『勝ち取ったイラク派兵違憲判決 市民の出番だ！！
～～名古屋高裁判決を活かす 東京集会』
(於：渋谷区立勤労福祉会館 JR渋谷駅徒歩7分) 500円
- 20：30 終了

主催： 自衛隊イラク派兵差止訴訟の会

協力： 新しい反安保行動をつくる実行委員会

※ 当日はバスを用意します。金山出発9時 費用は5000円
詳細は下記にご連絡ください。定員になり次第締め切らせていただきます。

* 詳細お問い合わせは「訴訟の会」（電話：052-781-0615 Fax：052-781-4334

* Eメール：info@haheisashidome.jp/)まで連絡ください。